

# 公益社団法人東京都港区芝歯科医師会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は歯科医学技術の進歩発展、医倫理の高揚、公衆衛生及び福祉の向上を図り、もって地域社会の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 歯科医学の研究及び発展に関する事業
- (3) 公衆衛生及び歯科保健の研究とその普及に関する事業
- (4) 障害者及び高齢者の保健と福祉の増進に関する事業
- (5) 地域社会の保健と福祉の増進に関する事業
- (6) 事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援に関する事業
- (7) 医療管理の研究に関する事業
- (8) 園・学校保健活動に関する事業
- (9) 会員の福祉と歯科医業の向上を目的とする事業
- (10) 社会保障制度における歯科医療の確立を目的とする事業
- (11) 地域社会及び会員への情報提供を目的とする事業
- (12) その他この法人の目的を達成するに必要な事業

2.前項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、東京都港区区内において就業し又は居住する歯科医師で、次に掲げる者により構成する。

- (1) 第1種会員 東京都港区区内において就業し、診療所の開設者又は管理者、又は医療法人たる診療所にあつては、同法人の開設する診療所毎に同法人の代表者若しくは同診療所の管理者又は官公署、学校、病院の部課医長(これに準ずる職の者を含む)以上の職にある者
- (2) 第2種会員 東京都港区区内において就業する第一種会員及び終身会員以外の者
- (3) 終身会員 この法人の会員で満70歳に達し、理事会において承認された者
- (4) 名誉会員 この法人の会員であつて医事関係の功労者で、会長の推薦により総会の承認を得た者

2.前項に定める会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(戒告)

第9条 会員にこの法人の目的に反する行為があつたときは、理事会の決議によって当該会員に戒告することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2.会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3.前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 第8条及び第10条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第8条、第10条及び第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2.この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2.前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2.総会員の議決権の5分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長等)

第17条 総会の議長及び副議長は、当該総会において出席した会員の中から選任する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数の同意をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3.理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2.前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2.前項の議事録には、議長及び出席した会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上18名以内
- (2) 監事3名以内

2.理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3.前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2.会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3.この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4.他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5.この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2.会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2.監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2.補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3.理事及び監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2.理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(顧問)

第29条 この法人に顧問を置くことができる。

2.顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3.顧問は、会長の諮問に応え、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

4.顧問は、無報酬とする。

5.顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(嘱託)

第30条 この法人に嘱託を置くことができる。

2.嘱託の選任及び解任は、理事会において決議する。

3.嘱託は、会長の諮問に応え、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

4.嘱託は、無報酬とする。

5.嘱託には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2.理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長または会長に指名された理事がこれに当たる。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2.会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2.理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2.出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2.前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2.前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項4号の書類に記載する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

# 公益社団法人東京都港区芝歯科医師会 定款施行規則

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 委員会

(委員会)

第46条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2.委員会の構成、任務及び権限に関しては別に定める。

3.委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

4.委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

5.委員及び委員に準ずると理事会で定めた者に対しては、報酬の支給及び費用の弁償をすることができる。

## 第11章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2.事務局には、所要の職員を置く。

3.前項の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4.事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1.この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3.この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。

中曽根 隆一

4.この法人の最初の副会長は、次に掲げる者とする。

矢島 正隆

福澤 洋一

5.この法人の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。

柏倉 伸泰

6.この定款は、令和元年7月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会(以下「本会」という)の定款第47条第4項に基づき、定款施行に関する事項を定めることを目的とする。

(地区部会)

第2条 本会の区域を、5地区に分ける。

2.各地区に、地区部会を設け、班をもって構成する。

3.本会に地区部会長会を置く。

(会員の義務および権利)

第3条 会員は、定款、規則、規程および総会の決議事項に従い、会務の運営に協力しなければならない。

第4条 会員は、公益社団法人東京都歯科医師会および公益社団法人日本歯科医師会の会員とならなければならない。ただし、理事会で承認された場合は、この限りではない。

2.会員は、公益社団法人東京都歯科医師会代議員および補欠代議員を総会にて選出しなければならない。

3.本会区域外において既に第1項の会員である場合は、両会についての権利義務は、本会内においては行使することができない。

第5条 会員は、業務に関する事項につき紛議を生じたときは、その調停方を本会に依頼することができる。

第6条 会員は、定款第9条及び第10条による処分不服あるときは、その通知を受けた日より30日以内に、本会に異議の申立をすることができる。

2.前項の異議の申立があったときは、総会の議決を得その処分を決定し、その決定事項を本人に通知するものとする。

(寄留)

第7条 本会に寄留制度を設ける。ただし、理事会において内規を定める。

(委員会)

第8条 定款第46条の規定により委員会を置く。

(目的)

第9条 委員会は、会務の必要な事項について審議、立案し、会務の遂行に協力することを目的とする。

(委員会の種類)

第10条 委員会は、会長の諮問にこたえる機関および総会の委任事項を審議する機関の2種とする。

2.会長の諮問機関を常任委員会および臨時委員会とする。

(1) 常任委員会は、会務につき、その部門に属する事項について審議・立案する。

(2) 臨時委員会は、会長が特に臨時に必要と認めた事項について審議・立案する。

3.総会の委任事項を審議する機関を特別委員会とする。特別委員会は総会の決議により、特定の事項について審議・立案する。

(常任委員会の定数等)

- 第11条 常任委員会の委員は、若干名とする。
- 2.常任委員会委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
  - 3.常任委員会委員の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

(常任委員会の構成等)

- 第12条 常任委員会は、委員をもって構成し、委員長1名および副委員長2名以内を互選する。
- 2.必要のあるときは、小委員会を構成することができる。

(常任委員会の種類、名称および任務)

- 第13条 常任委員会の種類、名称および任務は、理事会の決議により会長が定める。

(臨時委員会)

- 第14条 臨時委員会の委員の定数等については、第11条第1項および第2項の規定を準用する。
- 2.臨時委員会委員の任期は、その事項の審議が終了したときをもって解任されるものとする。

(特別委員会)

- 第15条 特別委員会の種類、名称、任務および定数は、総会において定める。
- 2.特別委員会委員は、総会において選出する。
  - 3.特別委員会委員の任期は、その事項の審議が終了したときをもって解任されるものとする。
  - 4.特別委員会は、その審議経過又は審議結果を、総会議長および会長に文書をもって報告するとともに、総会に報告しなければならない。

(会務事業研究会)

- 第16条 本会に会務事業研究会を置く。
- 2.会務事業研究会は、地区部会長、地区副部会長および会長が指名する若干名をもって構成する。
  - 3.会務事業研究会は、本会の会務事業についての理解を深め、事業の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(裁定審議会)

- 第17条 本会に裁定審議会を置く。
- 2.裁定審議会の委員の定数等については、第11条の規定を準用する。
  - 3.裁定審議会は、次の事項について審議する。
    - (1) 会員の業務上の権利を侵害され、または名誉を毀損され、若しくはそのおそれありと認められる事項
    - (2) 会員間に紛議があった事項
    - (3) 定款第9条及び第10条の事項
    - (4) その他、裁定を要する事項

(準用規定)

- 第18条 第12条の規定は、臨時委員会、特別委員会、会務事業研究会及び裁定審議会に準用する。

(選挙管理委員会)

- 第19条 本会に選挙管理委員会を置く。

(学校歯科医会)

- 第20条 本会に学校歯科医会を置く。

(規程の改廃)

- 第21条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1.この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。
- 2.この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3.この規則は、平成26年5月28日から施行する。(平成26年5月28日理事会議決)
- 4.この規則は、平成27年2月25日から施行する。(平成27年2月25日理事会議決)